

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	4	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国庫補助金等交付要綱における間接補助金に係る記載内容の明確化

提案団体

高槻市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省

求める措置の具体的内容

間接補助金として補助を行う事業について、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」とされているが、自治体に浸透が図られておらず、国庫補助金等交付要綱に記載することで明確化することを求める。

具体的な支障事例

こども家庭庁所管の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金により、こども食堂運営事業者に補助を行う事務について、従前は都道府県交付金事業を活用していたが、令和3年管理番号30の提案事項と同様に、補助事業は3月下旬まで実施される場合があり、事業者からの実績報告の徴取は最速でも3月31日になることから、支払行為は銀行振込のため年度内にできず、地方自治法に基づく出納整理期間中としていた。

令和6年度は、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金により実施するところ、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱(以下「当該補助金交付要綱」という。)に明記がないものの、Q&Aで年度内に間接補助金の交付完了が必要と示されていることが判明し、やむを得ず市から事業者に対して年度内に概算払で補助金を交付する見込みである。

しかし、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」との見解は、Q&Aに記載されているだけで、要綱本文には記載されていない。Q&Aは、対象経費の具体例など、個別具体的な内容を記載するものと認識しているが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定される「補助事業等が完了したときは、事業の実績報告をしなければならない」に通ずる「年度内に間接補助金の交付完了が必要」との内容は、昭和30年11月17日財務局長事務連絡でも示された法上の統一見解であり、国庫補助金等制度のQ&Aに掲載する内容ではなく、また過去の事務連絡の周知にとどまるものでもなく、国庫補助金等交付要綱に明確に記載すべき内容であると考えられる。

今回は複数の事務担当者の関与により、最終的にはQ&Aの内容確認に至り事なきを得たが、Q&Aはあくまで要綱の解釈において読み手側の裁量で必要に応じて活用するだけの資料であり、要綱のような必須の資料ではない。したがって、個別具体的な内容確認が不要の場合はQ&Aの内容を確認しないケースは大いにあり得る。

このことは、平成30年管理番号65以降の各提案において、追加共同提案団体も多数あり、連続して同様の提案が上がっていることから分かります。また、「既存の国庫補助金交付の仕組みが自治体の実情に合ったものではない」ということよりも、間接補助金制度の理解について自治体に浸透が図られていないことが明らかであることを示している。そのため、少なくとも当該補助金交付要綱を含む補助金等交付要綱の記載内容を改め、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」であること等について、Q&A等の文書ではなく、正式な形で要綱自体に内容を記載することで明確化することが必要ではないか。

なお、当該補助金交付要綱の項番10には「…必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。」と示されているが、この表現は「できる」規定であることから、主の支払方法は完了(精算)払と認識し得る。しかし、当該補助事業を含め、実際の運用は概算払が大勢を占めてい

ることから実態と合っておらず、自治体側が混乱するような表現についても併せて修正すべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

別紙などではなく、交付要綱本体に、市町村の民間団体への補助金交付事務に関する国庫補助金等制度への対応方法や、国庫補助金等交付方法を明確化することで、市町村はこれらを前提とした補助金事務の仕組みを混乱なく進めることができる。

根拠法令等

昭和 30 年 11 月 17 日財務局長事務連絡「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額解釈について」、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、養父市、奈良県

○国庫補助金等交付方法を明確化することで補助金事務の仕組みを混乱なく進めることができる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	39	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

所得税確定申告書様式の記載事項の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省

求める措置の具体的内容

所得税の確定申告書2表に医療費の金額等の記載欄復活を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

令和2年分の所得税確定申告書から、支払い医療費等と、保険金などで補填される金額の欄が削除されている。

【支障事例】

住民税の計算上、所得税確定申告書1表の医療費控除の金額をそのまま使用し、税額計算をしている。ただし、後から給与支払報告書が提出される場合や、収入の是正などの所得金額の変更があった場合には、住民税の計算において医療費控除の金額ではなく、元々の医療費の支払金額の把握が必要となる。

医療費控除は所得金額 200 万円以上の場合には、支払医療費が 10 万円超から医療費控除の対象となり、所得金額 200 万円未満の場合には、所得金額の5%を超える分が医療費控除の対象となるため、所得金額 200 万円未満の場合、所得金額が変更されると医療費控除の金額も変更されることとなる。また、紙申告で確定申告している場合は、医療費控除の金額に関する計算間違いなどの誤記が多く、本来の支払い医療費を把握することが困難な場合も多い。

【支障の解決策】

確定申告書に添付する医療費控除の明細書の情報を転記し、支払い医療費等を確定申告書2表に記載できるようにしていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民税の医療費控除の金額を正確に把握できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民税が正確に計算され、信頼性の高い行政運営を行うことができる。

根拠法令等

所得税法、所得税法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、相模原市、魚沼市、福井市、関市、刈谷市、斑鳩町、熊本市、延岡市

○所得額の変更により医療費の支払額が必要となる。住民税の正確な計算に必要となる。

○当市においても医療費控除の申告は増加の一途で、住民税の賦課計算上大きな負担になっている。所得税確定申告書は必ずしも正確に記載されている訳ではなく、少額給与や年金等の申告漏れにより、住民税計算上は修正が必要なケースが多々あり、所得の修正により医療費控除の正しい計算が困難となるため、支払金額の記載は、住民税の正確な賦課計算において有効と思われる。

○収入の是正などの所得金額に変更があり、医療費控除の適用額が変更になる場合、手計算をして、変更後の所得金額に対する医療費控除適用額を出しており、事務作業が煩雑であると感じている。

○当市では、確定申告書に記載がない所得に関する課税資料（給与支払報告書や年金報告書など）の提出があった場合、それらを合算して所得金額の再計算を行う。その際、元々の総所得金額等が200万円以下の場合には確定申告書に記載されている医療費控除額から逆算をして正しい医療費控除額を算出することとなるが、確定申告書の2表に医療費支払額の記載があればその再計算の手間が掛からず、計算誤りを減らすこともできる。そのため、確定申告書2表の医療費支払額記載欄復活を希望する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	52	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化

提案団体

福島市

制度の所管・関係府省

財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】平成 28 年度に創設された当該制度について、特別控除に添付する確認書は、相続した家屋等が存在若しくは存在した市町村が、申請書を確認し押印することとなっている。

【支障事例】申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合が多いこともあり、電話で制度や添付書類の説明を求められることも多い上、電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類等については、死後の時間経過に伴い既に処分されている場合も多いなど、書類のやり取りに時間や労力が掛かり、申請者・市区町村双方の負担になっている。

加えて、申請者から特別控除に該当するか否かの判断まで求められることも多く、その都度、管轄税務署に問い合わせるよう案内している。

また、この確認内容は、申請者(相続人)が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足ると考える。

当該確認事務については、法定受託事務としての性質を有するものと理解しているが、租税特別措置法及び同法施行令において法定受託事務として位置付けた上で行わせるべきものと考えられるがそうした定めがなく、地方自治法第2条第9項第1号に照らすと、この点でも問題があると考えている。

合わせて、当該確認事務のみならず、租税特別措置法に基づいて十分な根拠なく自治体に事務を義務付けている類似の制度については、見直しをされたい。

【支障の解決策】被相続人居住用家屋等確認申請書に係る市区町村の確認を省略し、当該特別控除を受ける申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結できるよう改める。

【参考】

①・1 件あたり対応時間:約 30 分+1 件あたり相談回数:約 2 回⇨対応時間 60 分×41 件(R6)⇨2,460 分
・1 件あたり書類処理時間:約 20 分×67 件⇨1,340 分

※申請の多くが、確定申告の関心が高まる 11~3 月に集中する。

②・相談の多い添付書類「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」←どちらも建築物を除却、或いは被相続人が死亡後、数年経過している場合、処分してしまっていることが多く、相談の中心になっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特別控除を受ける手続きを、市町村の確認を省略し、申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結すること、添付書類の簡素化により、申請者の手続きに対する利便性が大きく向上する。

根拠法令等

租税特別措置法第 35 条、租税特別措置法施行令第 23 条、租税特別措置法施行規則第 18 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、さいたま市、上尾市、八千代市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、飯田市、名古屋市、稲沢市、寝屋川市、斑鳩町、今治市、熊本市、特別区長会

○確定申告の時期に問い合わせが集中し、書類確認や現地確認に時間を要することから、特に 2,3 月に職員
の負担となっている。

（参考：交付件数）

・R6:24 件

・R5:14 件

・R4:23 件

建物の閉鎖事項証明書や土地の登記事項証明書等、公共料金の使用中止日がわかる書類等、提出書類が多
く、不備や不足があった場合、関係部署と市役所を何度も往復することになる。

○求められる添付書類が多く、また、ケースによって必要な添付書類が異なる等、確認書発行に要する区の事
務負担が多い。区市町村を経由せず、直接税務署に書類を提出することにより、申請者（納税者）及び区双方
の負担軽減につながると考え、当該確認事務の廃止を要望する。

○本市においても、制度説明や必要書類の判断まで対応する必要があることから、当該事務に係る事務負担
は非常に大きい。本制度について、申請者が税務署に直接確認した場合でも、必ずと言っていいほど回答もせ
ず市に聞くよう言うのみであり、事務負担を増大させている。空き家であったかどうかの確認は書類上で行うた
め税務署でも対応が可能である。申請者のサービス向上のため税務署で対応すること望む。

○制度が改正されたことに伴い、申請者ごとに個別対応を求められる事案が増加している。

○申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合、電話で制度や添付書類の説明を求められることが多
い。Q&A では読み取れない事案もあり、申請者・市町村で税務署や国土交通省などに確認し、特別控除に該
当するか否かの判断をしている状況である。特に年明けからは期日が迫るなか、申請件数も多くなり市町村の
負担になっている。また、申請者は、確定申告前に市町村確認をし、その後本申請となることから、確定申告を
完了するまでにかかなりの時間を要することとなっている。この市町村確認の内容は、申請者（相続人）が提出し
た登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものでは
ないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足りることからも、申請者への負担
軽減のためにも市町村確認を廃止すべきと考える。

○提案の趣旨に賛同する。本市では、制度創設から交付件数が増加傾向にあり、令和6年度の交付件数は平
成28年度と比して3倍以上となっており、事務負担が多大となっていることから、添付書類や審査の簡素化等見
直しをされたい。

○先般、被相続人居住用家屋等確認申請において、事前に管轄税務署に問合せを行っていたにも関わらず、
税申告の際に控除利用ができないと判断された事例があった。本件のような事例があれば、住民トラブルの元
となるだけでなく、市区町村が発行する確認書の効果が疑問視されることは明白である。また、最終的な判断が
税務署でされることが大前提である中で、行政が確認書を発行する意義がわからない。こういったことから、本
件について賛同する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	77	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

年金関係機関において情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認すること及びマイナンバー情報連携における年金関係情報の更新を早期に行うこと

提案団体

松江市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童扶養手当受給者が障害年金等の公的年金を遡及して受給した場合、併給が認められない部分については遡って手当を返還させる必要がある。これについて、以下を求める。
○年金関係機関において、情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することとし、該当者に対して自治体へ届出をするよう案内すること。
○年金関係情報をマイナンバー情報連携で取得する場合に、最新の情報が取得できるよう情報の更新を早期に行うこと。

具体的な支障事例

公的年金の遡及受給が原因で発生した児童扶養手当返還金は、令和6年度のみで9件(約163万円)あり、滞納繰越分も合わせると未返還額は400万円以上にのぼる。中には1人あたりの返還額が100万円以上となるケースもあり、経済的困窮世帯の多い児童扶養手当受給者からの回収は非常に困難となっている。
申請者・受給資格者への説明や聞き取りにより、速やかな届出を周知しているが、制度が複雑な上に障がい者など理解が難しい受給者も多く、毎年一定数の返還金が生じており、職員の事務負担も大きい。
マイナンバー情報連携による年金関係情報取得により返還金を最小限に止めるよう努めているが、年金関係機関により更新情報が中間サーバーへ副本登録されるまで一定期間のタイムラグがあり、最新の情報を取得出来ず、返還金が生じるケースがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童扶養手当受給者は低所得者であり、一度受給した手当を返還することに対し、経済的・心理的負担から抵抗や苦情が多い。
また、年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止や一部支給となる仕組みを理解できず、クレームも多くなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年金関係機関においても情報連携により児童扶養手当の受給情報を確認するようにすることで、新たに年金を支給する場合に児童扶養手当を受給していれば自治体への届出が必要な旨を案内でき、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。
また、年金関係機関における情報連携システムによる年金関係情報を早期に登録することで、直近の受給情報を取得しやすくなり、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

根拠法令等

児童扶養手当法第3条及び第13条の2
児童扶養手当法施行令第6条の3及び4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、多賀城市、館林市、佐倉市、相模原市、富士市、豊田市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、高松市、春日市、大村市、熊本市、特別区長会

○年金が遡って支給されていることが後から発覚し、過誤払い分の手当を返還してもらおう事案が多発している。令和6年度だけでも、3件（総額 395 万円）発生している。年金申請から認定まで時間がかかるため、申請された時点で情報をつかんでいないと、差し止め等の対策ができるようになる。

○本市でも公的年金の遡及による児童扶養手当返還金は毎年発生しており、令和6年度においては10件（約150万円）の返還が発生している。一括での返還が難しい受給者も多く、滞納繰越となって返還期間が複数年にわたることもあり、職員の事務負担も大きい。申請者・受給者に対して、新規申請時や現況時において説明および速やかな届出の必要性を周知しているが、返還金が発生した受給者の中からは、年金と手当の併給についての認識があまりなかったという話もあり、年金関係機関において自治体への届出を促すことで返還金発生リスクの減少が期待される。またマイナンバー情報連携による年金関係情報の取得についても、登録されている情報の反映までに一定期間のタイムラグがあることにより、返還金が生じたり、手当の支払事務に支障があったりするため、連携システムへの早期の情報更新・反映についても依頼したい。

○①児童扶養手当の申請者・受給者に関して年金の受給資格を有する可能性がある対象者については同意を得た上でマイナンバー情報連携にて定期的に情報連携を行っているが、遡及受給等にて返還金が発生することが多く、返還方法についてはトラブルになることが多い。経済的困窮世帯がより困窮してしまうような返還金請求を回避するためにも、年金の遡及受給（もしくは受給者による届け出漏れ）等で児童扶養手当に返還金が発生する際には、年金支給額より相殺の上、残額を支給することとし、経済的困窮者に返還金請求を行うような事態を避けるような取り扱いが必要と思われる。

②経済的に困窮しているために年金受給分は全て収入の増加と考える世帯も多く、児童扶養手当との調整となることを知らなかったと申し出る事例も多い。誤解や認識の齟齬によるトラブルを回避するために、年金関係機関において、児童扶養手当受給資格の情報連携を行い、受給資格者と判明した際には、年金申請の必要書類として、自治体に届出済の書類を追加で求め、必ず自治体での相談を実施し、年金と児童扶養手当額の調整について自治体にて説明を受け、制度理解・合意の上で年金申請を行うといった取り扱いが必要と思われる。

③年金証書が発行され、郵送受理したと相談をいただくもマイナンバー情報連携をした際には、年金受給情報が反映されておらず、受給情報がない場合もある。受理した年金証書等を紛失し、年金受給は決定したとの申し出があるが、自治体へ年金受給の情報を届出できないために、マイナンバーの情報連携を待つ事例等もあり、経済的困窮世帯においては振込が遅れることに関する問い合わせ等も多い。年金関係機関においては年金の振込が行われてから中間サーバーへ副本登録するのではなく、受給者へ通知を行った際には、通知内容から登録を行う取り扱いが必要と思われる。

○本市においても、年金受給者への手当の過払いによる昨年度の新規債権発生が約30件あり、570万円ほどの債権がある。

○本市でも、遡及受給による過払いとなるケースが見られ、返還を求めているものの、完納に至っていないケースが多数ある。また、過払い額が数十万円でも月3,000円程度の返還に留まる受給者も多数おり、過払い額をすべて回収することが難しい状況にある。

○本市においても同様の事例があり、提案が実現することにより手当を返納額が減少することが見込まれる。

○本市においても、公的年金の遡及認定による返納金が令和6年度に10件発生しており、債権回収等に苦労している。

○情報連携における年金関係情報の更新が遅いため、少なくとも5月定期は過払いが発生する。それに伴い、市民への連絡や支払調整等の事務処理の増加、過払い額返還が必要になることで市民の苦情に繋がっている。毎年、申請者、受給者に対し年金受給に際しての説明を丁寧に行っているが、理解が難しい受給者も多く、経済的な不安などから、苦情も多くその対応に謀殺されることも多々ある。理解を得られない方においては、返還金発生リスクが高く、また、その後も滞納となるケースも発生している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	90	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

官庁会計システム「ADAMS II」の機能改善

提案団体

岡山県、福島県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的内容

官庁会計システム「ADAMS II」について

- ①システムの自動ログアウトの撤廃及び入力可能時間の延長を求める。
- ②「送信」ボタンの表記を「次へ」「確認画面へ」「登録」「申請」等といった操作場面に応じた適切な文言となるよう修正を求める。
- ③翌債承認申請において、「翌債承認要求情報登録事項詳細」の入力は、一覧表の形式で管内市町村の入力を行えるよう求める。
- ④債主内訳書付支出負担行為を行ったものについて、負担行為額の増減を行う場合は、一括して変更できるよう求める。

具体的な支障事例

国の法定受託事務として、官庁会計システム「ADAMS II」を使用し、管内市町村に対して国交付金の支出負担行為、支出決定決議、翌債承認申請等の事務を行っているが、当該システムに操作しづらい点、非効率な点等があるため、改善を求めるもの。

- ①について、ADAMS II では一定時間入力等の操作がなされなければ、自動的にログアウトとなる仕様になっている。入力担当者において、急な来客対応や電話対応などでシステムの操作ができなければ、最初から入力し直すこととなるため、非効率である。そのため、一定時間操作がない場合でも、ログアウトとなる設定について、撤廃を求める。また、管内市町村のシステム入力には、まとまった入力時間が必要となるが、入力可能時間は8時45分から18時まで(3・4月は8時45分から19時まで)に限られているため、来客や電話対応がある中でも、優先的に作業せざるを得ない。ワーク・ライフ・バランス推進のために、早出遅出勤務など柔軟な働き方が求められている観点からも、入力可能時間を延長することで支障が解消すると考える。
- ②システム上、「送信」ボタンで文言が統一されているが、「送信」という文言と作業内容が一致しておらず、直感的に作業が行いづらい。操作場面に応じた適切な文言に修正することで、入力作業を確実に効率的に行えると考える。
- ③について、管内市町村1団体毎に入力する仕様になっているが、現状では管内市町村のうち、どの団体までの入力が完了しているのか、別画面に遷移しなければ確認できない。一覧表形式で入力が行えると別画面に遷移しながら確認する行程が減り、効率的である。
- ④について、負担行為額の増減があった場合には、1債主ごとに支出負担行為変更増減決議を行っているが、債主と金額が異なるのみで、他の情報は同一であるため、1件ずつ負担行為額の増減入力を行う作業は非常に効率が悪い。債主内訳書付の支出負担行為変更増減決議を可能とすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①では、作業時間の制限が廃止または緩和されるため、作業の効率化が図られる。
- ②文言の適正化が図られることで、入力誤りや作業ミスが減少し、確実に効率的に入力を進めることができる。
- ③管内市町村の状況を一覧の状態を確認しつつ入力が行えるため、入力作業が効率化される。
- ④1件ずつ入力する手間が省けるため、作業の効率化につながる。

根拠法令等

予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、埼玉県、長野県、和歌山県、高知県、宮崎県

- ADAMS II の入力時間に関して、繁忙期の日中は電話対応等の業務があるため、入力業務は時間外に及ぶ。そのため、入力可能時間の延長に賛同する。
- ②「送信」ボタンの表記については、作業上わかりづらいと感じている。
- ③翌債承認申請については各事業課で事務処理を行っている。団体ごとに入力する仕様は非効率であると感じている。
- ④支出負担行為についても各事業課での事務処理となる。これについても、支出負担行為変更増減の際、複数債主を伴うものは一件ずつ決議書を作成して、やはり非効率であると感じる。
- 厚生労働省は、平成 16 年 3 月 16 日付、厚生労働大臣官房会計課監査指導室指導班企画係長事務連絡「債主コードの登録について」にて、所管の補助金等の交付決定に係る債主登録について、「08 債主名(カナ)」と「09 債主名(漢字)」は同一である必要があるとし、現在も同様の取扱いをしているが、ADAMS II では、「08 債主名(カナ)」は支払方法が振込の場合は口座名義人名称を入力しなければならない。これにより、厚生労働省起票の支出負担行為決議書では、「08 債主名(カナ)」が口座名義人名称となっていないため、事務委任を受けた都道府県等は、支出決定決議書を起票する際に、「08 債主名(カナ)」が口座名義人名称となっている債主コードに変更しなければならず、負担が生じている。(令和5年度当県実績約 2,000 件)
- ①ADAMS II での入力可能時間が8時 45 分から 18 時までに限られているため、時差勤務を行っている職員の作業可能時間が短くなってしまっている。また、帳票作成依頼及び CSV データ取得依頼については、17 時までに限られているため、17 時以降に ADAMS II に入力した内容について、当日中に帳票や CSV にて確認ができなくなってしまっている。
- ④負担行為の増減については、1 債主ごとに入力を行うこと自体の作業効率も悪いが、その案件の決裁についても、1 債主ごとに行わなくてはならないため、入力担当者だけではなく、決裁ルートに入っている職員全員の作業効率が悪くなってしまっていると考えます。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	140	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

障害者控除認定事務に係る事例の共有

提案団体

燕市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害者控除に係る、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものの認定(以下、「障害者控除認定」という。)について、市町村における円滑かつ効率的な認定事務の支援として、マニュアルや事例集等で、認定実例や事務負担・市民の申請負担の軽減に向けた取組事例など、認定事務の事例を広く共有いただくこと。

具体的な支障事例

障害者控除認定の判定にあたっては、多くの自治体が要介護認定に要した調査票や主治医意見書を用いているが、そのどちらを重視するか等の認定基準は自治体により異なる。また、介護認定調査に係る情報に基づいた認定にあたっては介護保険システムと障害者控除事務をシステム連携するなど、事務の効率化を図ることにより市民の来庁不要で認定書を発行している自治体もあれば、市民の申請主義としている自治体もある。以上のように、障害が同程度であっても、居住地によって受けられる行政サービスに差があるほか、自治体の事務も十分に効率化されているとは言い難い状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内 A 市と当市の障害者控除認定基準を比較した場合、両市ともに、要介護認定調査項目の「障害高齢者の日常生活自立度」は要件となっている一方で、A 市では要介護度1以上も要件となっているなど、障害者控除認定基準は自治体によって異なっている。
また、当市では、障害者控除認定事務と介護保険システムを連携するなど、要介護認定調査の状況等を勘案して効率的に障害者控除対象者の抽出を行うほか、来庁不要で障害者控除認定書を発行しているが、そうした事務連携が行えてない自治体においては、市民の来庁による申請や個別の認定審査等を行うなど、市民・自治体双方に負担が生じている。
障害者控除認定に際し、多くの自治体が要介護認定調査に要した情報を参考にしている状況や、自治体により認定基準が異なる現状を踏まえると、効率的な障害者控除事務には、当市のような介護保険システムとの連携に留まらず、多様な実務事例・ノウハウの共有が欠かせないものと考えます。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村実務担当者会議等により自治体の横連携は行っているところであるが、障害者控除認定実務に係る全国の多様かつ具体的な実例・ノウハウ等を国から広く周知・共有いただくことは、自治体の障害者控除認定事務見直しにも繋がり、自治体の事務負担や行政コストの削減はもとより、市民の負担軽減や居住地によらない公平なサービス提供に繋がるものと考えます。

根拠法令等

所得税法第 79 条、所得税法施行令第 10 条、地方税法第 23 条、第 34 条、第 342 条の 2、地方税法施行令第 7 条、第 7 条の 15 の 7、第 46 条、第 48 条の 7、高齢者の所得税法上の取扱いについて(昭和 45 年 6 月 10 日 付け厚生省社会局長通知)、高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて(平成 14 年 8 月 1 日 付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・老健局総務課通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、西尾市、大阪市、堺市、大野城市

○当課では障害者控除の認定を行う担当課に要介護認定の調査票や主治医意見書を紙媒体で提供しているため、システムを連携すれば紙媒体でのやり取りが不要になり、業務を効率化できると思われる。

○当市では市民の申請主義としているが、事務の効率化を図る観点から来庁不要で認定書を発行している自治体もあり、障がいと同程度であっても、居住地によって受けられる行政サービスに差があるほか、自治体の事務も十分に効率化されているとは言い難い状況となっている。

○当市において、障害者控除認定の基準を設けているが、自治体によって認定基準が異なることもあり、それによって税の算定に不公平が生じることになる。本提案にあるとおり、認定事務の事例等を広く共有されることで、自治体職員の事務負担軽減はもとより、市民の申請手続きに係る負担軽減や居住地によらない公平なサービス提供に繋がるものと考えます。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	167	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

国庫金振込通知書のオンライン化

提案団体

高松市、福島県、江南市、丸亀市、三豊市、多度津町、沖縄県、香川県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、財務省

求める措置の具体的内容

支出官事務規程第 37 条に定める、国庫金振込通知書のはがき送付について見直しを行い、デジタル技術を活用した、下記【1】または【2】等の送付方法への変更を求める。

【1】電子メール(会計管理者部門の代表メール宛)による通知

【2】調査・照会(一斉調査)システムを利用して各会計担当宛の通知

具体的な支障事例

本市では、国からの補助金などを受け入れる際に、収納金の内容(科目、所属)を確定させて、入金日当日までに、市の収納金システムへの消込作業を行う必要があるが、国から届く「国庫金振込通知書」が、入金日の数日後に郵送で届いている状況である。

そのため、消込事務においては、国庫金振込通知書の記載内容を利用できず、指定金融機関から受け取る入金内容の通知(国庫金の振込元の県名又は省庁名と金額のみ記載)をもとに行っているが、通知書に記載のある「支払事由」が不明のため、消込作業に係る業務負担が大きく、非効率な作業が発生している。

様々なデジタル化が進んでいる中で、「国庫金振込通知書」についてもデジタル技術を活用した送付方法にした方が迅速に情報を受け取れ、全国の各自治体でも有効活用できる。

【消込作業に係る具体的な業務負担と非効率な作業】

国庫振込通知書が入金時点で未着のため同通知書に記載されている「支払事由」が不明であることから、事前に各課から出納室へ提出されている国庫支出金の消込用帳票(予算科目及び入金予定額等の収納情報)の金額が実際の収納金額に満たない場合、以下のような作業が生じる。

①まず、県会計課に当該不都合額の国庫支出金がどの省庁のものかと支払事由を聞き取る。支払事由から該当課が推定できる場合はその課に問い合わせ確認する。ここで県から聞き取りする支払事由は、市が申請の際に使用する名称(本市の事業名)と異なることが多いので該当課の特定は難しいことが多い。

②①で該当の消込帳票を作成すべき課が特定できなかった場合、庁内用オンライン掲示板等によって全課に対して、「不都合額及び入金の省庁名と聞き取りした支払事由」を発出し、心当たりのある課はどの課のどの予算科目であるかの情報を早急に(入金の日 10 時まで)に出納室へ連絡し、消込用帳票を作成して出納室に提出するよう伝える。これを受けて該当課が消込用帳票を作成して出納室に持参して(出先の部署の場合は出納室が代理で帳票作成)、やっと消込作業ができる。

③万が一②の期限までに当該不都合額の原因となる国庫支出金が特定できなかった場合(特定に時間がかかりどの課からも申出がなかった場合は、一旦歳計外現金として消込を行い、その後、消し込むべき予算科目が判明した時に振替処理により、正式な科目として執行している。

以上③の段階までいくことは年に数回であるが、①及び②の過程は、特に国庫支出金の集中する3月から5月にかけては頻繁に生じている。

国庫金振込通知がオンライン化され、入金日までに通知があれば、①の県への照会の手間は不要になり、出納

室は通知をもとに、時間の余裕をもって入金日前に確認作業を行うことができ、③の歳計外に一旦入金して振替するといった手間が削減できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和5年1月に実施した独立行政法人情報処理推進機構(IPA)、デジタルアーキテクチャ・デザインセンター(DADC)による、企業間取引のデジタル化状況に関する調査結果 47、48 ページに、国庫金振込通知の記載内容の利用状況について、利用していない割合が 67.5%であり、通知の記載内容を消込事務に利用しない理由について2番目に多い理由として、「国庫金振込通知が郵送される時期が入金タイミングよりも遅いため」となっており、書面通知の利用実績は低く、企業にとっても使い勝手の悪い制度になっており、デジタル技術活用した通知に見直すことが望まれる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

デジタル技術を活用した通知を行うことで、情報提供が迅速化され、入金消込作業の業務負担が大幅に改善されるとともに、国におけるペーパーレス、経費（郵送料）の節約につながる。

根拠法令等

支出官事務規程第 37 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、ひたちなか市、相模原市、福井市、浜松市、名古屋市、小牧市、熊本市

○当市においても、入金日から通知がくるまで該当課が判明できないことがあり、速やかな収入処理を妨げている。デジタル技術を活用した通知にすることで、スムーズな収入事務を行うことが出来ると思う。

○県を通じて、多くの国庫補助金が入金されるが、担当課が事前に該当の納付書を会計課へ提出していない場合、担当課を特定するため、県に入金の件名を確認することが月に数回以上ある。国庫金振込通知書が電子化され、振込日当日の午前中までに通知される運用になると、県へ件名を確認する手間を省くことができる。

○当県でも、年度末から年度始めは振込件数が多く発生する中、入金時点で国庫金振込通知書が未着であるため、収入金の特定に時間を要し、指定金融機関の営業時間内に処理できないことがある。また、期限までに収入金を特定できなかった場合には、当県でも一旦歳計外現金として消込処理を行い、その後、振替処理を行っており、提案団体同様にデジタル技術を活用した通知により、入金日前の情報提供を希望する。

○同様に「国庫金振込通知書」が入金日の数日後に届いているため、各担当課からの納付書持込みにより収入の処理を行っている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	243	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の申請における施設区分の見直し・簡素化

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」別表1の「別に定めるそれぞれの施設ごとに」という条件を「同一敷地ごとに」に改めることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の対象施設では同一敷地内、同一建物内で複数の医療・福祉サービスを提供することがあるが(特別養護老人ホームと老人短期入所施設、障害福祉サービス事業所と児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所、病院と介護医療院など)、これらの補助金の協議・査定・交付申請・実績報告においてサービスごとに金額を分けて提出することを求められており、事業者と自治体双方にとって負担が大きい。

【支障の解決策】

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」別表1の「別に定めるそれぞれの施設ごとに」という条件を「同一敷地ごとに」に改めることで、書類作成に必要な事務負担が大幅に軽減される。なお、厚生労働省とこども家庭庁など複数の省庁にまたがる場合、国の予算上補助要綱が分かれている場合、補助対象サービスと補助対象外サービスが同一建物内にある場合など、金額の按分が必要な場合は、見積内訳書の項目毎に分けさせている現在の運用のほか、最終金額を床面積や定員で按分するといった、精緻ではなくとも合理的な方法での按分も認めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者にとって書類の作成が難しすぎ、県が手伝わないと国への提出書類が整わない事例が多数あった。多数のサービスを実施している施設はどの範囲が補助対象となる施設かややこしく、後で対象外だったと発覚した事例があった。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請者、申請者をサポートする県、査定を行う国(厚生局と立ち合いする財務局)の事務負担の軽減及び業務効率化につながる。

また、被災県を支援する他自治体職員の事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金要綱、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金要綱、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金要綱、医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

○児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の手続きにあたり、同一事業所内にて複数のサービス（保育所及び一時預かり事業所）を提供していたため、サービスごとに金額を分けて算出した上で手続きを行う必要があり、業者及び自治体双方にとって負担が大きい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	244	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

大規模災害時における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等の緩和措置のルール化

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等において、国土交通省や農林水産省の大規模災害時における災害復旧事業査定方針のように、緩和措置に関するルールをあらかじめ定めておくことを求める。

具体的な支障事例

令和6年能登半島地震では、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金において、被害の甚大さや被災自治体からの要望により、以下の措置が適用されたが、当該措置が適用されるまでは従前どおりの対応をとっていたことにより、例えば、被害件数が多いため、見積もりを断られることなど、復旧工事の着手が遅れる要因となった。

- ・協議期間の延長措置(30日→60日)※発災から18日後
- ・机上査定基準額の段階的な緩和 ※発災から約5ヵ月後以降複数回
- ・補助下限額を施設区分ごとではなく敷地ごとに適用 ※発災から約5ヵ月後
- ・見積り数の緩和(複数必須→一定の条件のもと1者可)※発災から約5ヵ月後
- ・保育所の下限額の引き下げと協議期間の延長 ※発災から約5ヵ月後
- ・一定の条件のもとでのリモートによる机上査定 ※発災から約9ヵ月後

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者は被災後すぐ復旧にとりかかりたいが、どれくらい待てばどこまで緩和措置が適用されるかわからず、待っているうちに工事業者の予定が詰まってしまう、復旧工事の着手が遅れた。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

緩和措置が事前にルール化されることにより、災害復旧の迅速化が図られる。

根拠法令等

令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて(内閣府こども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設)(令和6年4月25日付財計第2497号)、令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて(厚生労働省及びこども家庭庁所管補助

施設)(令和6年4月25日付事務連絡監査第1号)、令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について(令和6年5月13日付こ成事第467号、こ支総第48号)、令和6年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費のリモートによる机上調査について(厚生労働省所管補助施設)(令和6年8月28日付大臣官房会計課長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	328	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

空き家の発生を抑制するための譲渡所得税の特例措置における提出書類の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

租税特別措置法第 35 条第 12 項に基づく同法施行規則第 18 条の2第2項第2号のイ(3)、同号ロ(3)及び同号ハ(3)に規定する書類(被相続人居住用家屋等確認書(以下「確認書」という))の交付のための提出書類のうち、原則コピー不可とされている書類について、コピーやスキャンデータでも可とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

確認書の交付のために必要な提出書類のうち、除票住民票、相続人の住民票、土地及び建物の登記事項証明書は「原則コピー不可」とされている。

【支障事例】

「原則コピー不可」とされている書類があることから、申請受付や決裁事務、文書の保管に際しての電子化の支障となっている。

【制度改正の必要性】

自治体・申請者双方にとって手続きに係る時間が増大する要因になっている。
年間の交付件数が 500 件を超えている本市においては文書の保管自体が負担となっている。

【支障の解決策】

コピーやスキャンデータでも可とすることで自治体・申請者双方の支障が解消すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

持参又は郵送の必要があり、時間及び郵送料が掛かる。また、不備や不足が生じることが多いため、申請者に複数回にわたり持参の時間や郵送料の負担を強いることもある。

登記簿謄本は税務署へも提出する必要があるため、申請者は手数料を二重に負担することになる。

住民票などは原本還付を希望される方がいる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請手続きの電子化やメールでの書類受領が可能になることによる利便性・迅速性の向上につながる。

書類取得や提出にあたっての申請者の時間的・費用的な負担軽減につながる。

自治体における文書保管場所が削減できる。

根拠法令等

租税特別措置法第 35 条第 12 項、租税特別措置法施行規則第 18 条の 2 第 2 項第 2 号のイ(3)、同号ロ(3)及び同号ハ(3)
平成 28 年 4 月 1 日付国土交通省通知「相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、越谷市、八千代市、飯田市、浜松市、豊橋市、稲沢市、寝屋川市、特別区長会

○事例は少ないが、見直しが行われれば事務負担の軽減となる。
○「原則コピー不可」とされている書類があることから、申請受付や決裁事務、文書の保管に際しての電子化の支障となっている。また、遠方に居住する所有者は不足書類等がある場合、再度証明書等を取得し、郵送等する必要があり、申請から交付までかなりの時間を要することもあり、確定申告の申請期限内に事務を完了することに苦慮している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	339	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した財産の売却益を市町村に帰属させること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

法務省、財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した事件について、管理人が供託した、その財産の管理、処分その他の事由により生じた金銭(その財産の売却益)について、統治権を有している市町村に帰属する制度を求めたい。

具体的な支障事例

当市では、空き家・空き地の所有者の所在が分からない場合や相続人が全員放棄して所有者がいなくなった場合に、地方裁判所に対し、所有者不明土地建物管理命令(以下、「管理命令」という)の請求を積極的に行っている。

所有者不明土地建物管理人(以下、「管理人」という)が、当事者に代わって財産の管理や処分を行うが、その財産の管理、処分その他の事由により金銭(その財産の売却益)が生じたとき、管理に要する費用、管理人の報酬を除き、供託所に供託することとなっている。

この供託された金銭は、供託物払渡請求権(取戻請求権及び還付請求権)の時効が完成し、供託官が歳入納付手続を行うと、国庫に帰属されることになる。

管理命令の請求に際し、申立人である当市は、裁判所に管理人の管理に要する費用、管理人の報酬に充てられる費用を予納金として納めなければならない。

予納金については、一旦、裁判所に納めた後、対象となる土地建物が売却された場合は、売却益を解体などの管理行為により生じた費用に充てることができるため、その全部又は一部が返還される。

管理命令の請求対象が、所有者の所在が分からないあるいは相続人が全員放棄している空き家であり、価値が乏しく、売却益が出る事件はまれであるため、予納金が返還されることなく、当市の負担となっていることが大半である。一方、売却益が生じた事件については、供託を経て国庫に帰属することになり、当市へ還元されることはない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本制度は、市町村長には特例(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法)で管理命令の請求権限が与えられているが、本来、利害関係人(債権者や購入希望者、損害を被った被害者(損害賠償請求権を有するもの))であれば管理命令は請求できることとなっている。

しかしながら、所有者の所在が分からないあるいは相続人が全員放棄している空き家について、利害関係者が

申立てる事件はほとんど見受けられず、市町村長が申立てを行う方法しかその空き家は解決されないのが現状である。

また、接道状況が悪いなど売却益が出ない事件は、道路幅が狭く隣接者とも近接しているため、そのまま放置すれば周辺住民へ悪影響を及ぼす可能性が高く積極的に進めなければならないが、地方自治体の財政上の観点からは予納金が返還される事件を優先する必要がある。

売却益を有効に使うことができれば、市町村長による申し立ての財源の負担が軽減され、空き家問題解決に寄与する効果があると考えられる。また、売却益を、管理命令申し立ての財源だけでなく、そもそもの空き家空き地対策費用全般に使うことができれば、迷惑空き家の減少に寄与する施策も進めることができ、市町村の活性化につながる。

根拠法令等

民法の時効制度の帰結であるため、直接規定した条文はない。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、佐倉市、八千代市、浜松市、田辺市、高松市、特別区長会

○本市としても、財産管理制度を活用した空き家の解消に取り組んでいるが、制度を活用する空き家の残余財産は少ないと考えており財源負担の軽減には繋がらない。

○本市では、空き家所有者の相続人が全員放棄している場合、家庭裁判所に対し、相続財産清算人（以下、「清算人」という）の選任申し立てを行っている。清算人は相続財産の清算（財産の処分及び債務の弁済等）を行う。清算後の残余財産については、予納金の返還に充てられた後、国庫へ帰属される。提案団体と同様、売却益を地方自治体における空き家対策の財源に充てることできれば、空き家問題の解決に向けた施策の推進につながると考える。

○本市においても空き家対策の手法の一つとして所有者不明土地建物制度を利用したことがあったが、残余財産が出て予納金以上の返金がないため、取組件数を重ねれば重ねるほど財政負担が大きくなり積極的に進めることができない。空き家対策、所有者不明土地建物問題を解決するのであれば、申し立てた自治体または統治権の分有する自治体への帰属制度を創設していただきたい。

○将来的に空き家対策の推進が図られる。